

1. 金融行政の英語化及び海外運用会社等の登録の迅速化について

- 日本が「世界・アジアの国際金融ハブ」として、国際金融センターの地位を確立していくことが喫緊の課題となっており、それを実現するための施策を政府一体となって幅広く検討しているところ。日本において、国際金融センターの地位を確立することは、日本の雇用・産業の創出や経済力向上の実現に資するのみならず、国際的にも、リスク分散を通じ、アジアひいては世界の金融市場の災害リスク等に対する強靱性を高めることにつながると考えている。
- 金融庁では、その実現に向けた取組みの一つとして、新規参入の海外資産運用会社等に対して、登録審査や監督業務等を英語で迅速に行うための検討を進めている。
- こうした取組みを通じて、高度な専門性をもったアセットマネージャー等の日本市場への参入が促進され、日本の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成の実現に繋がる一歩にしたいと考えている。
- 日本が国際金融センターの地位を確立していくためには、官民一体での取組みが不可欠だと考えている。貴協会におかれても、金融庁の取組みと合わせて、新規参入する海外の資産運用会社に対して、英語によるやりとりや入会手続きを行うための体制整備のほか、英語による情報の整備や発信を進める等、国際化の推進に向けた取組みへのご協力をお願いしたい。

2. 資産運用業の高度化について

- 令和2年6月に公表した「資産運用業高度化プログレスレポート」について、モニタリングの観点から、ご説明させていただく。
- 資産運用業の高度化に向けた取組みは、各社とも着実に進めていただいているものと認識しているが、令和元事務年度、大手資産運用会社やグループ親会社との間に対話やモニタリングを行う中で、各社・各グループの運用業高度化に向けた問題意識と具体的な取組みの進捗には差が認められ

た。

- そこで、プログレスレポートにもあるように、今事務年度は、
 - ① ガバナンス
 - ② 経営体制
 - ③ 目指す姿・強み
 - ④ 業務運営体制について、具体的に各社がどのように取り組んでいるのかといった観点で引き続き対話を継続させていただきたい。

- 資産運用業の高度化を実現していくためには、資産運用会社の経営層の皆様の高い問題意識と具体的な取組みを実行する強いリーダーシップが不可欠である。また、資産運用会社が金融グループに属する場合には、親会社をはじめグループ全体での運用ビジネスに対する理解と協力も重要である。

- このような対話を通じて、運用業界全体の高度化に向けた動きを後押ししていきたいと考えているので、引き続きご協力いただきたい。

- また、貴協会と投資信託協会が共催する「資産運用業フォーラム」が令和2年11月に開催されると承知している。資産運用業の在り方を考える同フォーラムの開催は業界初の試みであり、資産運用業の高度化に向けた機運を業界全体に醸成させる絶好の機会であると考えている。フォーラムの盛会をお祈りするとともに、採択を予定されている宣言文が業界全体に浸透することを期待している。

3. 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先般、規制改革推進会議が取りまとめた「規制改革推進に関する答申」では、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、恒久的な制度的対応についても進めていくこととする旨が記載されており、また、同答申により示された規制改革事項について着実な実施を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められた。

(官民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 金融庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、金融機関等による当局への申請・届出等について、令和2年7月17日に通知文を発出し、以下のような対応を行うこととしたので、よろしく願いたい。
 - 1 e-Gov または金融庁業務支援統合システム（以下「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、eメールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、eメール受付も可能とする。
 - 2 押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。
 - 3 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする。

(新たな電子申請・届出システムの開発)

- 更に、こうした緊急的な対応措置に加え、恒久的な制度的対応として、当局が金融機関等から受け付ける全ての申請・届出等についてオンラインでの提出が可能となるように、令和2年度中に新たな電子申請・届出システムの開発を行うとともに、令和3年度中に運用を開始する予定である。
- この新たな電子申請・届出システムについては、原則、電子証明書を必要としない ID・パスワード方式を用いる独自のシステムを開発する予定であり、各金融機関がいかなる申請・届出等においても、簡便に利用できるものとし、各金融機関の利便性等を重視したものとする予定である。
- また、現行の e-Gov ベースのシステムによる申請・届出や、暫定的に金融庁業務支援統合システムで受け付けていた不祥事件等届出書の届出も、新システムの運用開始後、当分の間は並行して利用できるようにする予定である。

- 今後、新システムの開発が進んでいく過程で各金融機関におかれては、ID・パスワード発行の手続き等、ご協力をいただくことになるので、予めご承知いただきたい。
- また、貴協会におかれても、こうした政府の方針を踏まえ、貴協会会員から求めている報告・届出等に関しては、可能な限り、書面・押印・対面を無くすよう、取り組んでいただきたい。
- 金融機関は、経済インフラである金融サービスを継続して提供する必要があることから、リモートによる手続きが可能となるよう取り組むことが重要である。また、利用者利便の向上や生産性向上のため、デジタル化の流れを促進することが一層重要である。経営トップのリーダーシップに期待。

4. サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組みについて

- 資金移動業者の「アカウント口座」を通じた不正出金事案や、証券会社の「取引口座」に不正アクセスし、顧客の有価証券を不正に売却の上、架空口座に不正出金される事案が複数発生。サイバーセキュリティリスクは重大な経営リスクの一つ。
- 各金融機関においては、経営陣が、取組計画の策定や進捗管理に主体的に関与する等、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。
- 金融庁においても、サイバー攻撃の脅威に関する動向について、積極的に情報を収集して注意喚起するなど、官民一体となって、業界全体のサイバーセキュリティ対策の強化を進めて参りたい。

5. 顧客本位の業務運営について

- 令和2事務年度は、「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的内容の充実や定着など、更なる進展が課題。
- 令和2年9月18日に、「安定的な資産形成に向けた金融事業者の取組み状況」を公表。

(参考) 報告書の概要

- ・ 「顧客本位の業務運営原則」を採択した各金融事業者の自主的な KPI や共通 KPI をまとめたもの。併せて、『顧客本位の業務運営に関する原則』を採択し、取組方針・自主的な KPI ・共通 KPI を公表した金融事業者のリスト」も公表。
- ・ 金融事業者全体として、令和 2 年 3 月末時点において投信を保有する顧客の運用損益がプラスの比率は、前年同期比で半分程度に減少。(※)
※ 共通 KPI の一つである「投資信託の運用損益別顧客比率」(令和 2 年 3 月末時点)に基づき算出。(同年 6 月末までに金融庁へ報告のあった金融事業者 218 社の単純平均)
- ・ これは、新型コロナウイルス感染症の影響による市場の変動を受けたものではあるが、各金融機関における顧客の運用損益への影響の度合いには違いが見られた。

- 各金融事業者においては、どのような要因で顧客の運用損益が影響を受けたのかを分析するなどし、今後の取組みにつなげていただきたい。
- 金融庁も、本年度も金融事業者の取組みをフォローアップしていく。

6. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う FATF 相互審査の再なる延期について

- 令和 2 年 9 月 8 日、FATF が、同年 10 月に予定されていた対日審査の結果に関する議論を、令和 3 年 2 月の全体会合で行う旨公表した。
- また、FATF 相互審査については継続して行われているところ、各金融機関におかれては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に従い、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理の実施など、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に引き続き取り組んでいただきたい。
- 金融庁においては、日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう、引き続き、しっかりと対応してまいりたい。

7. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」

の改訂について

- 平成 30 年 2 月に策定し、平成 31 年 4 月に改訂した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係るガイドライン」について、改訂することを予定している。
- これまでのモニタリング結果を踏まえ、金融庁の考え方が十分に伝わっていないと思われる点等について、改訂によって明確化することで、態勢の高度化をさらに進めていただきたいと考えている。
- 改訂内容は現在検討中であり、今後、金融庁ホームページにて、改訂に係るパブリックコメントを予定している。金融機関の皆様にとってわかりやすく使いやすいものにしていきたいと考えており、忌憚のないご意見をいただきたい。

(以 上)